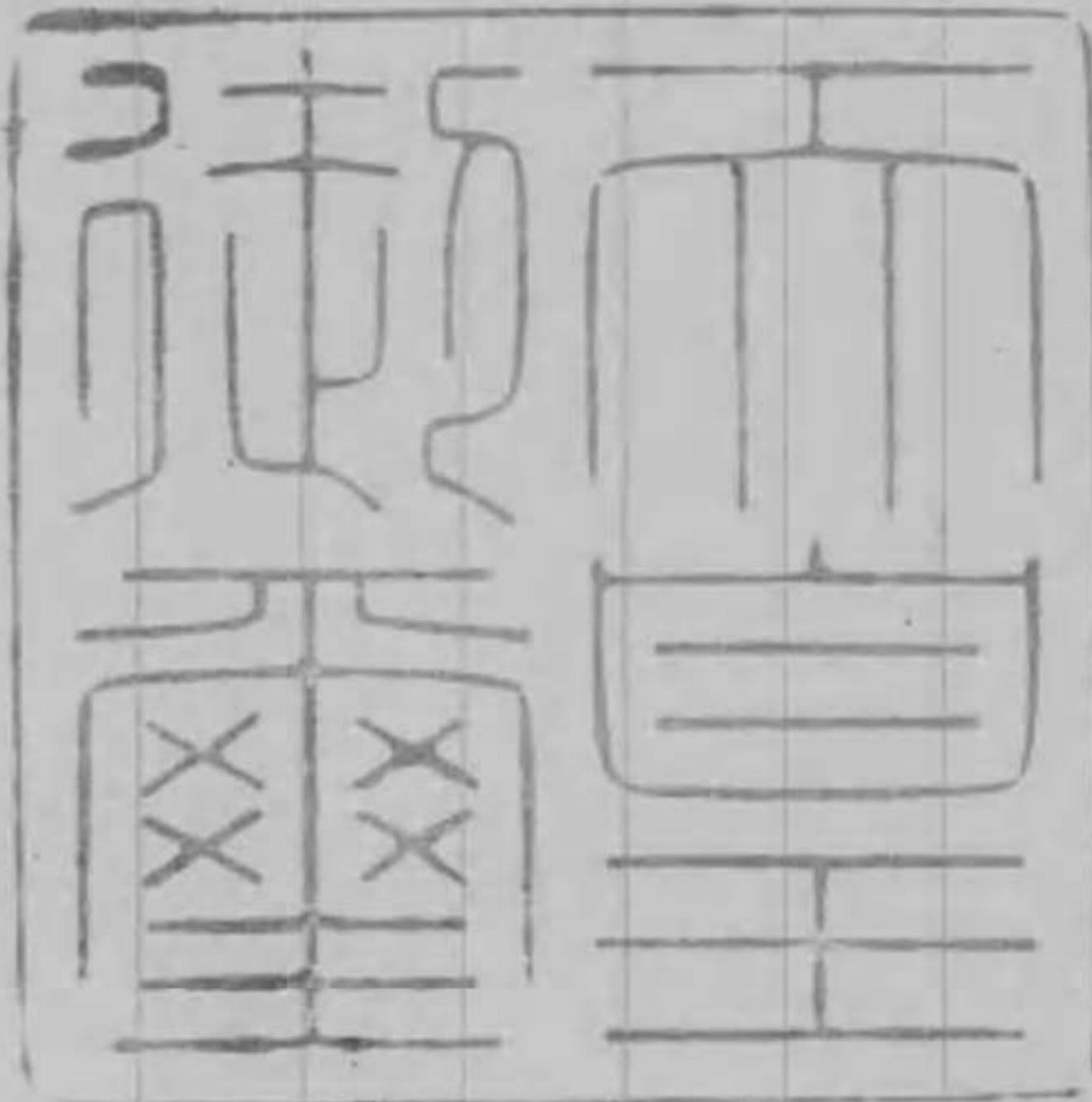


裕仁



昭和二十六年十二月五日附連合軍最高司令官覚書「若
予の外かく地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴
う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令をここに公布する。

大島郡十島村
昭和二十六年十二月五日
最高司令官 裕仁

昭和二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

内閣

政令第三百八十号

昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外か、
く地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」に伴
う鹿児島県大島郡十島村に関する暫定措置に関する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二
十年勅令第五百四十二号）に基き、この政令を制定する。

I 鹿児島県大島郡十島村の区域で北緯二十九度から北緯三十度まで
の間にあるもの^(〇之島を含む)については、他の法令の規定にかかわらず、当分の
間、政令で特別の定をするものを除く外、従前その区域に適用され
ていた法令のみをなお適用するものとする。この場合において、こ
れらの法令の実施上琉球臨島民政府又はその機関に属していた権限

地方自治庁

で、政令で定めるもの及びその区域にあつた機関に属していたもの^{（その場合外）}を除いては、鹿児島県知事が行うものとし、その区域で従前公務に従事していた者は、相当の公務員となるものとする。

2 前項の裁定により鹿児島県知事が行う権限は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の適用については、国の機関としての権限とみなす。

3 この政令施行の際既にその職に在る鹿児島県大島郡十島村の村議会議員、村長、助役その他任期の定のある職員で政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、政令で定める日まで在職する。

4 前項に規定する職員の退職に因る選挙の選挙人名簿の調製その他必要な措置については、他の法令の規定にかかわらず、政令で特別

の定をすることかできる。

5 前各項に定めるものを除く外、昭和二十六年十二月五日附連合国最高司令官覚書「若干の外かく、地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する件」を実施するため第一項^{（規定する）}の区域について必要とされる経過措置は、政令で定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和二十六年十二月五日から適用する。

明治二十六年四月二十一日
内閣總理大臣 吉田 茂
法務総裁 大橋 武夫
外務大臣 吉田 茂
大藏大臣 池田 勇人
文部大臣 天野 貞祐

(小冊印行)

内閣總理大臣 吉田 茂

法務総裁 大橋 武夫

外務大臣 吉田 茂

大藏大臣 池田 勇人

文部大臣 天野 貞祐

内閣

大藏大臣 大藏大臣

大藏大臣 大藏大臣

大藏大臣 大藏大臣

大藏大臣 大藏大臣

大藏大臣 大藏大臣

厚生大臣 橋本龍伍

農林大臣 根本龍太郎

通商産業大臣 三橋菊太郎

運輸大臣 山崎 敬

郵政大臣 松澤栄作

内閣

陸軍大臣	大角 素行
海軍大臣	山本 富太郎
逓信大臣	高橋 是清
農林大臣	林 有造
内務大臣	高橋 是清

逓信大臣	佐藤 榮作
労働大臣	保利 茂
建設大臣	野田 卯一
逓行安堵本部総裁	吉田 茂

内閣